

## 議案第8号

### 社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会公印規程の一部改正について

#### 提案理由

本案は、公印の印影を印刷に使用する場合の取扱を明確に規定するため、別紙のとおり規程の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会公印規程の一部を改正する規程  
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会公印規程（平成18年8月1日施行）の一部を  
次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 公印は、朱肉を用いて押印するものとする。ただし、次条の規定に基づいて公印の印影をあらかじめ印刷する場合は、赤色又は黒色のインクを用いることができる。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。